

令和 6 年

桑折町農業委員会会議録

第 7 回総会

令和 6 年 7 月 1 6 日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和6年7月16日 午後2時32分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 佐 藤 孝	2 高 橋 貢
3 寺 島 智 史	4 佐 藤 親
5 大 泉 忠 志	6 山 家 修
7 菅 野 昭 一 (欠席)	8 蓬 田 浩 幸
9 浅 野 国 英	10 佐 藤 徳 雄

農地利用最適化推進委員

南半田地区 半 澤 正 志 北半田地区 丹 治 静 江 (欠席)

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員9名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員1名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第20号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長	鈴 木 清 志
係 長	佐 藤 剛 史
主任主査	後 藤 尚 子
主 査	小野地 俊 介

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただいまから令和6年第7回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中9名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

9番 浅野 国英 委員

1番 佐藤 孝 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2、議案第18号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第18号、農地法第3条許可申請 整理番号1を朗読後、説明】

整理番号1の申請地は、譲渡人が所有する農地で、以前より家庭菜園として利用されていました。

今回、譲受人が、この農地で家庭菜園をしたいという内容の所有権移転の申請が出されました。

譲受人は桑折町在住で、農家ではありませんが自家用野菜の畑として面積も妥当であることから、別紙調査書のとおり3条許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第18号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、総会日程第3、議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第19号、農地法第5条許可申請 整理番号2、3を朗読後、説明】

整理番号2の当該農地は、市街化調整区域の集落内にある農地であり、申請地の西側が住宅に面しており、白地の第2種農地となります。現在、自家用野菜の栽培がされております。

譲受人は現在アパート住まいで、子どもたちの成長に伴い手狭になっているため、Uターンして譲渡人が所有する農地に農家分家住宅を建設するため、農地転用をしたいという内容となっています。

土砂流出の防止措置、合併浄化槽経由の排水などの措置が取られているため、住宅敷地のために転用しても、周辺の農地への影響はないと思います。

以上のことから、今回の転用申請を許可することはやむを得ないと考えます。

なお、南半田地区担当の半澤推進委員より、転用はやむを得ないとする現地調査報告書が提出されております。

続きまして整理番号3の当該農地につきましては、譲受人が近接地で道路改良

工事を行うこととなり、その資材置場とするための一時転用申請となります。なお、令和５年度に行った道路改良工事の続きであり、一時転用の申請地も昨年と同じ場所になっています。

当該農地は白地の第二種農地で、現在、農地の一部で自家用野菜が栽培されています。

町発注の町道改良工事で、工事用資材や仮設トイレ等を置く場所として使用したいとのことです。なお、工事後は現状復旧して返却するとのことですので、今回の転用による周辺農地への影響はないものと考えます。

以上のことから、今回の一時転用申請を許可することはやむを得ないと考えます。

なお、北半田地区担当の丹治推進委員より、転用はやむを得ないとする現地調査報告書が提出されています。

会 長

ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、南半田地区担当の半澤正志推進委員、補足説明があればお願いします。

半澤委員

ありません。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第１９号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第１９号は、原案のとおり決定いたしました。

つづきまして、総会日程第４、議案第２０号「旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたしますが、議事参与の制限の関係で、分けて審議することにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは、議事参与の制限の関係で整理番号４から２０、２２から５７について、先に審議いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第２０号、旧農業経営基盤強化促進法 整理番号４から２０、２２から５７（利用権）を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

なお、整理番号４は農地中間管理事業を利用した賃借権となり、福島県農業振興公社との転貸契約となります。

整理番号５から２０、２２から５７については利用権の設定となります

以上、すべて改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号４から２０、２２から５７について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号４から２０、２２から５７について、原案のとおり

り決定いたしました。

整理番号２１については、 ９番 浅野 国英 委員 が設定人となっており、桑折町農業委員会会議規則第１６条の規定による議事参与の制限により、整理番号２１の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(浅野委員 退席)

会 長

整理番号２１について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第２０号、旧農業経営基盤強化促進法 整理番号２１（利用権）を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。整理番号２１について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号２１について原案のとおり決定いたしました。

(浅野委員 入室し着席)

会 長

つぎに、整理番号５８から６０については、４番 佐藤 親 委員 が代表を務める農業法人が設定人となっておりますので、桑折町農業委員会会議規則第１６

条の規定による議事参与の制限により、整理番号５８から６０の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

（４番 佐藤 親 委員 退席）

会 長 整理番号５８から６０について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第２０号、旧農業経営基盤強化促進法 整理番号５８から６０（利用権）を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

以上３件全て、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

（質問発言なし）

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。整理番号５８から６０について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

会 長 全員賛成ですので、整理番号５８から６０は原案のとおり決定いたしました。

（４番 佐藤 親 委員 入室し着席）

会 長 つぎに、整理番号６１から６４については、５番 大泉 忠志 委員 が設定人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第１６条の規定による議事参与の制限により、整理番号６１から６４の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(大泉委員 退席)

会 長 整理番号 6 1 から 6 4 について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第 2 0 号、旧農業経営基盤許可促進法 整理番号 6 1 から 6 4 (利用権)
を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

以上 4 件全て、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号 6 1 から 6 4 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号 6 1 から 6 4 について原案のとおり決定いたしました。

(大泉委員 入室し着席)

会 長 つぎに、整理番号 6 5 から 6 7 については、 6 番 山家 修 委員 が設定人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第 1 6 条の規定による議事参与の制限により、整理番号 6 5 から 6 7 の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(山家委員 退席)

会 長 整理番号 6 5 から 6 7 について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第 2 0 号、旧農業経営基盤強化促進法 整理番号 6 5 から 6 7 (利用権)
を朗読後、説明】
詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。
以上 3 件全て、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。
整理番号 6 5 から 6 7 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号 6 5 から 6 7 について原案のとおり決定いたしました。

(山家委員 入室し着席)

会 長 以上を持ちまして、第 7 回総会に提出されました案件は全部終了いたしました。
令和 6 年第 7 回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後 2 時 5 1 分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年7月16日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人